

## **表彰選考基準**

### (表彰基準)

第1条 公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という）表彰規程第4条、第5条及び第6条の基準は、次の各号の定めるとおりとする。

#### (1) 功労表彰

##### (個人の部)

年齢50歳以上の者を対象とする。ただし、現にこの法人の職にある者を除く。

- ア 8年以上この法人の正副会長の職にあった者
- イ 8年以上この法人の評議員の職にあった者
- ウ 6年以上この法人の理事長の職にあった者
- エ 6年以上この法人の正副専門委員長の職にあった者
- オ 6年以上この法人の理事、8年以上監事の職にあった者
- カ 7年以上この法人の加盟団体等の正副会長の職にあった者
- キ 長野市民の体力づくり、スポーツの振興に特に功績のあった者

##### (団体の部)

長野市民の体力づくり、スポーツの振興に特に功績のあった団体

#### (2) 栄光表彰

- ア オリンピック・パラリンピック競技大会に出場した者又は世界選手権大会、ワールドカップ、アジア大会などの世界規模の大会において特に優秀な成績を収めた者
- イ 国民スポーツ大会、全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等専門学校体育大会及び加盟する上部団体が主催等する全国規模の大会（以下「国民スポーツ大会等」という。）において、3位以内に入賞した者
- ウ 国民スポーツ大会等において、2年連続入賞した者
- エ 国民スポーツ大会等において、3年連続出場した者
- オ 国民スポーツ大会等の予選会（県大会、北信越などのブロック規模の大会）において優勝した者

#### (3) 勲功表彰

栄光表彰に該当する競技者及びチームを育成し、かつ当該競技団体の発展に寄与している監督、コーチ、指導者

#### (4) 名誉表彰

100万円以上この法人に金品の寄附をした者又は団体。ただし50万円以上100万円未満の金品を寄附した者又は団体は感謝状とする。

##### (審査)

第2条 被表彰者の選考は総務専門委員会の審査を経て理事会で決定する。ただし、急を要する場合は、理事長、専務理事、常務理事が協議し決定することができる。

### 附則

この基準は、平成3年10月2日から施行する。

### 附則

この基準は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

### 附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

### 附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する

### 附則

この基準は、平成30年7月1日から施行する。

### 附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

### 附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。